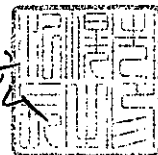




札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年11月29日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第38号

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例施行規則等の一部を改正する規則

(札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則(昭和41年規則第87号)の一部を次のように改正する。

別表8を次のように改める。

別表8

職員の区分	割合
職務の級が5級に属する職員及び職務の級が3級に属する職員(備考1に掲げる者に限る。)	100分の10
職務の級が4級に属する職員及び職務の級が3級に属する職員(備考2に掲げる者に限る。)	100分の8
職務の級が3級に属する職員(備考3に掲げる者に限る。)	100分の6
職務の級が3級に属する職員(備考1から備考3までに掲げる者を除く。)	100分の5

備考

- 1 別表3 3級の項に掲げる職務を行う者のうち職務に対する知識及び経験並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるもの

2 別表3 3級の項に掲げる職務を行う者（備考1に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるもの

3 別表3 3級の項に掲げる職務を行う者（備考1及び備考2に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が必要と認めるもの

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成19年規則第17号）を次のように改正する。

(1) 附則第2項中「別表2」を「別表3」に改める。

(2) 附則第7項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に、「別表7」を「別表8」に改める。

(3) 附則別表4を次のように改める。

附則別表4

職員の区分	割合
職務の級が5級に属する職員（備考1に掲げる者に限る。）及び職務の級が3級に属する職員（備考2に掲げる者に限る。）	100分の10
職務の級が5級に属する職員（備考1に掲げる者を除く。）、職務の級が4級に属する職員（備考3に掲げる者に限る。）及び職務の級が3級に属する職員（備考4に掲げる者に限る。）	100分の8
職務の級が4級に属する職員（備考5に掲げる者に限る。）及び職務の級が3級に属する職員（備考6に掲げる者に限る。）	100分の6
職務の級が4級に属する職員（備考3及び備考5に掲げる者を除く。）及び職務の級が3級に属する職	100分の5

員（備考2、備考4及び備考6に掲げる者を除く。）

備考

- 1 改正後の規則別表3 5級の項に掲げる職務を行う者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるもの
- 2 改正後の規則別表3 3級の項に掲げる職務を行う者のうち職務に対する知識及び経験並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるもの
- 3 改正後の規則別表3 4級の項に掲げる職務を行う者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるもの
- 4 改正後の規則別表3 3級の項に掲げる職務を行う者（備考2に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認めるもの
- 5 改正後の規則別表3 4級の項に掲げる職務を行う者（備考3に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が必要と認めるもの
- 6 改正後の規則別表3 3級の項に掲げる職務を行う者（備考2及び備考4に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が必要と認めるもの

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。